

令和8年3月新規高等学校卒業者の応募・推薦に係る取扱い

学校関係者、経済団体代表者、行政関係者で構成する「奈良県高等学校就職問題検討会議」は、新規高等学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、令和7年度における高等学校卒業予定者の就職慣行の取扱いについて、以下のとおり申し合わせを行いました。

[奈良県高等学校就職問題検討会議]

奈良県教育委員会、奈良県高等学校等進路指導研究協議会、一般社団法人奈良経済産業協会、奈良県中小企業団体中央会、奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会、奈良県、奈良労働局

1 複数応募・推薦開始期日等について

- 生徒は、令和7年10月31日までは1人1社、令和7年11月1日以降は、1人2社までの複数応募・推薦を可能とする。

2 複数応募が可能な求人について

- 指定校求人以外の公開求人とし、高卒用求人票に「11月1日以降複数応募可」の表示をしている求人とする。

3 複数応募が可能な生徒について

- 令和7年11月1日現在で採用が内定していない者とする。但し令和7年10月31日までに応募し、採否結果が未だの場合は不採用の通知があった以降とする。

4 採用選考等について

- 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。
- 求人者は、求人数を上回る採用内定を出した場合であっても、内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 求人者は、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。

5 生徒の意思表示について

- 併願の場合、最初の内定連絡（文書に限らない）があった場合、この日から7日以内に入社承諾等の意思表示を行うこととする。

6 他の都道府県への応募について

- 県外企業に応募する場合は、応募先都道府県の取扱い（申し合わせ事項）に準ずることとする。